第 1 号 1 2月8日(月)

平成26年第4回氷川町議会定例会会議録(第1号)

平成 2 6 年 1 2 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分開会 於 議場

1. 議事日程(第1日目)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について

日程第 5 議案第38号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第39号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例について

日程第 7 議案第40号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

日程第 8 議案第41号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第42号 平成26年度氷川町一般会計補正予算(第4号)について

日程第10 議案第43号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第11 議案第44号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第45号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について

日程第13 議案第46号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2 号)について

日程第14 議案第47号 指定管理者の指定について(宮原浄化センター)

日程第15 議案第48号 指定管理者の指定について(氷川町立神峡公園)

日程第16 議案第49号 指定管理者の指定について(氷川町竜北物産館)

日程第17 議案第50号 指定管理者の指定について(氷川町農産加工研修センター)

日程第18 議案第51号 指定管理者の指定について (氷川町福祉センター等)

日程第19 議案第52号 指定管理者の指定について (氷川町まちつくり酒屋)

日程第20 議案第53号 竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約の変 更について

日程第21 認定第 7号 平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定につい て

日程第22 認定第 8号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について

日程第23 認定第 9号 平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について

日程第24 認定第10号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について

日程第25 認定第11号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算 の認定について

日程第26 認定第12号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について

2. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	河	П	涼	-	2番	清	田	-	敏
3番	長	尾	憲_	二郎	4番	上	田	俊	孝
5番	江	嵜		悟	6番	三	浦	賢	治
7番	松	田	達	之	8番	片	Щ	裕	治
9番	米	村		洋	10番	笠	原	良	_
11番	上	田	健	_	12番	永	田	義	昭

- 4. 欠席議員はなし。
- 5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 事務局長野田俊明書記河野香織
- 6. 説明のため出席した者の職氏名

 町
 長
 藤
 本
 一
 臣
 副
 町
 長
 平
 逸
 郎

 教
 育
 長
 太
 田
 篤
 洋
 総
 務
 課
 長
 陳
 野
 信
 次

企画財政課長	森	田	寿	也	税務課長	岩	本	博	美
町民環境課長	中	島		正	健康福祉課長	Щ	下		剛
農業振興課長	尾	村	幸	俊	農地整備課長	前	田	昭	雄
建設下水道課長	前	崎		誠	総務振興課長	木	本	栄	_
商工観光課長	西	田	美	子	会計管理者	濤	岡	美智	引代
学校教育課長	稲	田	和	也	生涯学習課長	沖	村	眞	_
農業委員会事務局長	草	野	信	_	代表監査委員	本	田	孝	志

開会 午前10時00分

○議長(永田義昭君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成26年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(永田義昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、上田健一議員、1番、河口議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(永田義昭君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月12日までの5日間としたいと 思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(永田義昭君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12 日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(永田義昭君) 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。この中で18番、青少年健全育成基本法の制定を求める請願については、総務文教常任委員会に付託しました。

また、14番、手話言語法(仮称)制定について国への意見書提出を求める陳 情、及び15番、排水機場設置に伴う陳情については、産業建設厚生常任委員会に 付託しましたので、それぞれ報告します。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく教育に 関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価の報告書が提出されていますので報 告します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年第2回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が 提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してあり ますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年10月30日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成26年11月12日から13日まで、第58回町村議会議長全国大会 が東京で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、議員派遣の結果になりますが、平成26年11月3日から5日まで、東京都及び神奈川県において、商店街活性化の調査並びに企業の誘致活動、政府要望等を全議員を始め藤本町長の同行のもとで実施しました。

それらの概要は、まず、商店街活性化の調査として、近隣型商店街として賑わいを見せる、東京都板橋区のハッピーロード・大山商店街を訪問し、大山商店街振興組合の石川理事長から商店街振興組合の事業概要や運営方法、活動状況などを伺いました。

商店街は、東武東上線の大山駅と接続した、560メートルのアーケード内に加盟店が211店あり、商店街の事業なども活発になされ、中でも全国の市町村の特産品出店を対象とした「とれたて村」事業を推進され、全国の15市町村がアンテナショップとして出店し、売り上げも年々増加しているということでした。

特徴としては、当然、後継者不足の問題がありましたが、商店街自体はテナント として成り立っており、空き店舗が一つもないというものでした。

次に、氷川町内のスマートインターチェンジ周辺に工業用地を所有されている、神奈川県藤沢市にある元旦ビューティ工業の本社を訪問し、同社の舩木社長と面談し、早期の進出の要望と氷川町の熱意を伝えてまいりました。

進出に当たっては、九州での営業利益の見込みが重要であるとのことでありましたが、氷川町議会といたしましても、今後とも町と一体となって、進出に関して働きかけをしてまいりたいと、改めて感じたところです。

次に、現在、氷川町では、氷川排水機場の老朽化による処理能力の低下や、ゲリラ豪雨などによる地域の湛水被害が頻繁に発生するため、有効な排水対策についての検討を行ってまいりましたが、ようやく、その検討案がまとまり、平成27年度 農山漁村地域整備交付金の農地防災・湛水防除事業の新規採択に向けた取り組みを 積極的に推進しています。

また、農業生産の維持及び農業経営の安定化を目指すことを目的としていることから、竜北地区の排水対策事業の政府要望を農林水産省内を訪れて実施しました。

あべ俊子農林水産副大臣を始め、同省農村振興局内の局長や整備部長などを訪

れ、排水対策事業の必要性やその概要を説明したうえで、要望書を提出してまいりました。

これらの報告は、12月1日発行の議会だよりにも掲載してあります。

これで諸般の報告を終わります。

-----○----日程第 4 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について

日程第 5 議案第38号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第39号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例について

日程第 7 議案第40号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

日程第 8 議案第41号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第42号 平成26年度氷川町一般会計補正予算(第4号)について

日程第10 議案第43号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)について

日程第11 議案第44号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2 号)について

日程第12 議案第45号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について

日程第13 議案第46号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2 号)について

日程第14 議案第47号 指定管理者の指定について(宮原浄化センター)

日程第15 議案第48号 指定管理者の指定について(氷川町立神峡公園)

日程第16 議案第49号 指定管理者の指定について (氷川町竜北物産館)

日程第17 議案第50号 指定管理者の指定について (氷川町農産加工研修センタ 一)

日程第18 議案第51号 指定管理者の指定について(氷川町福祉センター等)

日程第19 議案第52号 指定管理者の指定について(氷川町まちつくり酒屋)

日程第20 議案第53号 竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約の変 更について

日程第21 認定第 7号 平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定につい て

- 日程第22 認定第 8号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第23 認定第 9号 平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 日程第24 認定第10号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第25 認定第11号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第26 認定第12号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について
- ○議長(永田義昭君) 日程第4、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第26、認定第12号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(藤本一臣君) 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、大雪を迎えまして、めっきり寒くなってまいりました。議員各位には日々ご健勝にて、ご活躍のこととお喜びを申し上げます。本日は平成26年第4回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さま方には年末の大変お忙しい中に、お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより町政運営に当たりまして、格段のご協力を賜り、おかげをもちまして各種施策も順調に展開をいたしております。心より感謝とお礼を申し上げます。

去る11月3日から3日間、皆さま方の視察研修に同行させていただきました。 ただいま、議長からも諸般の報告の中でふれられましたとおり、元旦ビューティ工 業への企業誘致活動並びに農林水産省への政府要望活動等、大変有意義な研修であ ったというふうに感じております。

平成26年度も、8カ月を経過をいたしました。残すところ、あと4カ月ということでございますけれども、主な事業の進捗状況につきまして、まずはご報告をさせていただきたいというふうに思います。

八火図書館並びに宮原振興局新築工事につきましては、鉄骨工事が完了し、屋根 及び内装、あるいは外装工事に着手をいたしたところであります。工程表どおり、 計画どおり進捗をいたしております。

竜北中学校校舎耐震及び大規模改造工事につきましては、進捗率が約75%の状況でございます。管理棟、特別教室棟と一部の外構工事が完了し、今後は普通教室

棟の内装工事と残りの外構工事並びに追加工事を行ってまいります。

竜北西部小学校低学年棟の耐震及び大規模改造工事につきましても、進捗率が約75%となっております。工程表どおり順調に進んでおります。今月の中旬には、外部足場解体を行い、校舎内内装工事とともに、外部の配管工事、足洗場及び外構工事が進められていくものと思っております。

スマートインターチェンジ整備事業につきましては、町道整備工事を急ピッチで 進めておりますが、進捗が遅れている状況でございます。

農業基盤整備事業につきましては、本年度計画分の暗きょ排水工事が順調に進捗をいたしております。併せまして、西野津地区及び新田地区の排水路改修工事も既に着手をしておりまして、年度内完成を見込んでおります。

竜北地区の農業排水対策につきましては、先般、全員協議会を開きまして、ご説明をいたしましたとおり、県営土地改良事業として取り組むこととし、来年度新規事業採択に向けて、現在、事務事業を進めているところであります。

去る11月17日から上京をいたしまして、全国町村長大会を始め、各分野の全国大会に参加、各種決議を採択をし、各省庁への要望活動を行いました。

東京熊本県人会へも初めて出席をさせていただきました。氷川町を始め、熊本県 出身の皆さま方が様々な分野で活躍をされていることを知りまして、大変心強く感 じますとともに、郷土出身の皆さま方が誇れる、ふるさと氷川町をつくっていかな ければならないと、改めて強くその責任を感じたところであります。

また、電通本社を訪問いたしました。光永星郎翁のテレビドラマ制作放映の報告、八火図書館建設の進捗状況及び寄贈品等の協力依頼を行ったところであります。電通様も、それぞれの取組に大変感謝をされておりまして、今後とも連携を協力していくということで、ご返事をいただきました。大変ありがたく思っております。

12月2日に、衆議院議員選挙が公示をされ、現在、選挙戦が展開をされております。先般、法制化されました地方創生に向けた、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく氷川町の総合戦略策定に向けた推進本部を早急に立ち上げるべく、今月の課長会議において、その指示をしたところであります。早急に本部を立ち上げ、氷川町にふさわしい、「まち・ひと・しごと」の総合戦略をつくり上げ、それぞれの法に基づく、支援策に手を挙げてまいりたいというふうに思っております。

今後とも、国政の状況及び国策の方針等を的確に捉え、町政の推進に活用するとともに、議員各位を始め、町民の皆さま方の英知を結集し、課題解決に向け粘り強くかつ着実に町政運営を進めてまいりたいと思っております。今後とも、更なるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、承認1件、条例改正その他11 件、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算5件、認定6件でございます。

承認第4号は、平成26年度氷川町一般会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告をし、承認を求めるものでございます。内容といたしましては、12月14日執行の衆議院議員総選挙等の経費について、急を要しましたので、専決処分により予算化をしたものであります。

議案第38号は、一般職職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員 に準じた給与改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、氷川町一般職職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与等の額を改定するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第40号は、氷川町一般職職員の給与改定に伴い、町議会議員の期末手当等の額を改定するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正 するものであります。

議案第42号は、平成26年度氷川町一般会計補正予算(第4号)でありまして、歳入歳出それぞれ3億366万6,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ67億3,610万9,000円とするものでございます。

歳入の主な予算として、国庫支出金501万9,000円、県支出金1,068万9,000円、町債2億7,442万8,000円で、歳出の主な予算は、総務費1,130万2,000円で、その主な事業項目は、一般職の職員の給与改定等に伴う増額及び宮原振興局ネットワーク改修費であります。土木費1億9,135万4,00円で、その主な事業項目は、町道吉本本山線道路改良工事費及び準用河川御講田川河川改修工事費であります。教育費8,051万1,000円、その主な事業項目は、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事費であります。

議案第43号は、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ7,485万1,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ20億8,458万円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、繰越金6,840万7,000円、繰入金644 万4,000円です。歳出の主な予算は、保険給付費7,467万6,000円であ ります。

議案第44号は、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ606万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ14億7,885万円とするものであります。歳入の主な予算として、繰越金5

77万円で、歳出の主な予算は、保険給付費490万円でございます。

議案第45号は、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1億5,469万円とするものでございます。歳入の主な予算として、繰入金11万6,000円、歳出の主な予算は、後期高齢者医療広域連合納付金11万6,000円であります。

議案第46号は、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ4,424万円を減額をし、歳入歳出総額それぞれ7億1,989万円とするものでございます。歳入の主な予算として、国庫支出金2,990万円、町債2,010万円の減額で、歳出の主な予算は、公共下水道事業費4,100万円の減額であります。

議案第47号から議案第52号までは、指定管理者制度を導入している氷川町が 所有する施設について、平成27年4月1日から平成30月3月31日までの3年 間、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を得るものであります。

議案第53号は、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事における工事内容の変更に伴い、請負契約金額の変更を行うものでございます。

認定第7号から認定第12号までは、本年9月議会に提出をいたしました平成25年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について、審議未了により廃案となりましたので、再度認定に付すものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますよう、お願いを申し上げまして、開会のご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(永田義昭君) これから、承認第4号から認定第12号まで順次詳細説明を求めます。企画財政課長。
- **○企画財政課長(森田寿也君)** それでは、承認第4号、平成26年度氷川町一般会計 補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月26日付けで専決した、平成26年度氷川町一般会計補正予算(第3号)について、同条3項の規定に基づき、町議会12月定例議会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,244万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、65款、国庫支出金、15項、委託金、5目、5節の総務

費委託金、衆議院議員総選挙委託金902万6,000円を計上いたしたものでございます。歳出につきましては、選挙に必要な費用といたしまして、10款、総務費、20項、選挙費、25目、衆議院議員選挙費で、1節、報酬、選挙管理委員、投開票管理者、投開票立会人、また期日前の投票管理者、立会人の委員報酬、138万7,000円。3節、職員手当、職員の時間外勤務手当、396万9,000円、それと9節、旅費、選挙管理委員の費用弁償、職員の旅費、それと11節の需用費、選挙事務に必要な消耗品費等で、歳出合計の902万6,000円を計上いたしております。

以上でございます。

- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) それでは、議案第38号から41号までをご説明いたします。

まず、議案第38号でございます。氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に 準じた給与改定を行うため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表でご説明いたします。第8条の3は、通勤手当を規定したものです。 第2号で、前項第2号に掲げる職員とは、自動車等を使って、片道2キロメートル 以上の通勤をする者でございます。イからスまでの通勤距離で、100円から7, 100円までの間で引き上げるものでございます。

次に、第13条の2は、管理職員特別勤務手当を規定したものです。第1項目中、括弧書きの管理監督職員及び週休日等は読替えでございます。

第2項は、全文改正で、管理監督職員が災害等への対処、その他臨時または緊急 の必要により、週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 に、管理職員特別勤務手当を支給する規定を新たに追加したものでございます。

第3項は、新たに追加するもので、第1項及び第2項に規定する勤務をした場合 に支給する金額を規定したものです。

次に、第15条は、勤勉手当を規定したものです。第2項第1号で、勤勉手当の支給月数を0.675月から0.825月へ0.15月分引き上げるものです。なお、100分の75と括弧書きしておりますのは、改正条例の第2条に規定します分で、平成27年4月以降は0.75月分を支給するものです。第2号に規定する再任用職員の勤勉手当は、0.325月から0.375月へ0.05月分引き上げるものです。

次に、第19条は、給与からの控除で、これまでの職員厚生互助会の会費及び職員組合の組合費に、それぞれが取り扱う預金、積立金、生命保険、損害保険料を控除できることを新たに追加するものです。

併せまして、新旧対照表には記載しておりませんが、別表1の行政職給料表を若年層に重点を置きながら、給料月額を平均0.3%引き上げるものです。なお、改正条例は第1条と第2条に分けておりますが、第1条は勤勉手当を平成26年12月1日から適用し、その他の改正規定は平成26年4月1日に遡って適用するものです。また、第2条は、平成27年4月1日から施行するものです。

次に、議案第39号をご説明いたします前に、議案書作成時の確認ミスにより、 間違いがありましたので、お詫びをし、訂正をお願いいたします。表紙の議案書の 本文で、氷川町長等の給与及び費用弁償に関する条例(平成17年氷川町条例第3 6号)と記載しておりますが、費用弁償を旅費に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第39号をご説明いたします。氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるためでございます。

新旧対照表でご説明いたします。第4条は、通勤手当及び期末手当の額等を規定したものです。一般職員の給与改定では、勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げるものですが、特別職には勤勉手当がありませんので、期末手当を0.15月分引き上げるために、一般職の職員の給与に関する条例第14条第2項に規定する、期末手当の支給月数を準用する、特別職の支給月数を1.375月分から1.525月分に引き上げるものです。第1条で期末手当の支給月数を1.52月分に改正し、平成26年12月1日から適用します。第2条では、一般職と同じように、第1条で引き上げた支給月数を1.45月分に、0.075月分引き下げ、平成27年4月1日から施行するものです。

次に、議案第40号をご説明いたします。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の額を改定する必要があるためでございます。この改正条例は、第39号の氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正と同じで、町議会議員に支給される期末手当の支給月数を平成26年12月1日から1.525月分に引き上げ、平成27年4月1日から1.45月分に引き下げるものです。

次に、議案第41号をご説明いたします。氷川町国民健康保険条例の一部を改正

する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、 議会の議決を求めるものです。

提案理由は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございまして、産科医療補償制度の見直しと併せて、出産育児一時金の金額を見直すものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。第5条は、出産育児一時金を規定したものです。現行条例では、出産育児一時金を39万円とし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要と認める時に規則で定める補償制度加入の産院等で出産した場合の補償制度掛金を3万円と上限として加算し、合わせて42万円の出産育児一時金を支給しております。

健康保険法施行令等の改正により、出産育児一時金が40万4,000円に、1万4,000円増額されましたので、条例も同額に改正し、加算金を規則により1万6,000円に改正して、支給総額を改正前と同額の42万円にするものです。

条例における加算金の上限額3万円は改正しませんが、産科医療補償制度掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられることとなり、厚生労働省保険課長の通知に基づき、規則で加算金を1万6,000円と改正するものです。附則で、この条例は平成27年1月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(永田義昭君) 企画財政課長。

○企画財政課長(森田寿也君) 続きまして、議案第42号、平成26年度氷川町一般 会計補正予算(第4号)につきましてご説明いたします。

平成26年度氷川町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり定めるため、地 方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億366万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,610万9,000円とするものでございます。

歳出のほうから、主なものをご説明いたします。12ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、3節の職員手当等の500万2,000円につきましては、国の人事院勧告に伴う一般職員の勤勉手当の率の改正によります補正でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、13節、委託料の366万6,000円につきましては、軽度障がい者児童を西部小学校、宮原小学校での受入れによりまして、放課後児童クラブ健全育成事業委託料の補正をするものでございます。

次に、16ページをご覧ください。15項、福祉センター費、5目、宮原福祉センター費、11節、需用費の161万9,000円につきましては、福祉センターの燃料費の単価改正に伴いまして、また年度末の不足が生じるため、補正をするものでございます。20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、28節の繰出金の644万4,000円につきましては、保険基盤安定繰入金交付申請によります増額により、国民健康保険特別会計への繰出金を補正をするものでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、19節の負担金補助及び交付金の159万8,000円につきましては、多面的機能支払交付金事業へ9月に3地区参加されましたが、12月までに新たに5地区の参加がなされまして、これに伴う事業費負担金の補正でございます。

次の18ページをご覧ください。10項、林業費、5目、林業振興費、19節、 負担金補助及び交付金の136万円につきましては、有害獣駆除助成金で、鹿駆除 の単価改正及び捕獲数の見込みによります補正でございます。

19ページをご覧ください。35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総 務費、19節の負担金補助及び交付金の231万8,000円につきましては、単 県事業費への負担金で、県道小川八代線の本山地区の改良事業及び高塚地区大野交 差点付近の測量調査設計業務委託の事業費の確定に伴う補正でございます。10 項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、13節の委託料の1,900万円 の減額につきましては、平成26年度社会資本整備総合交付金を申請しましたが、 交付決定が減額されたため、北川反甫北鹿野線測量調査設計業務委託料を減額補正 するものでございます。15節の工事請負費の1億9,00万円につきまして は、町道吉本本山線道路改良工事で、平成26年度の完成が難しい状況でございま す。供用開始するまでの工事費を補正するものでございます。これまでの事業費 で、材料費、労務単価の改定及び路床改良、法面工の湧水による工法変更、小川水 利組合からの要望による透水性側溝桝への変更等により費用が増えたため、工事費 が不足となったものでございます。なお、県とのヒヤリングを行った際、平成27 年度の社会資本整備総合交付金は、対象事業とならないということでございまし て、平成26年度の補正を行い、県内の自治体で交付金の執行残等が出てまいりま した場合、県より当町へ配分できないかという協議をしているところでございま す。

次に、20ページをご覧ください。15項、河川費、10目、河川改修費、15節の工事請負費の1,778万円につきましては、地区要望がありました、御講田

川の河川改修工事の補正でございます。この工事につきましては、全体施工延長359.7メートルございまして、本年度は施工延長72.2メートルの下流より施工いたします。工事概要といたしましては、護岸工、暗渠工でございます。

21ページをご覧ください。40款、5項、消防費、15目、消防施設費、13 節の委託料の100万8,000円につきましては、消防署の氷川分署建設に伴う 予定地の買収価格算定のための鑑定評価調査業務を委託するため、補正するもので ございます。

続きまして、22ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、13節の委託料の118万4,000円及び15節の工事請負費の7,475万3,000円につきましては、平成25年度繰越しを行っている竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事の2期工事分の大規模改造老朽工事といたしまして、平成26年度に、国より追加交付がありましたので、これの交付決定額にあった対象事業費を平成26年度で補正するものでございます。なお、財源といたしましては、補助金を除いた額の残につきましては、合併特例債、一般財源を充てるものでございます。20項、社会教育費、15目、八火図書館費、9節の旅費の114万円につきましては、八火図書館の落成式等に伴う経費でございます。光永八火先生の資料展示に係る資料を親戚等に収集に行くため及び落成式へ招待するため、補正するものでございます。11節の需用費につきましては、落成式に必要な消耗品費等を補正するものでございます。

24ページの給与明細書の1、特別職、25ページ、27ページの2、一般職及 び地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在 高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じま す。

続きまして、歳入につきまして、主なものについてご説明いたします。8ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金、1目、総務費負担金、5節の総務費負担金の397万3,000円につきましては、氷川町及び八代市中学校組合の人事交流負担金を補正するものでございます。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、25目、土木費国庫補助金、5節の土木費補助金の1,008万2,000円につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、減額補正するものでございます。なお、補助事業名が平成26年度より防災・安全社会資本整備交付金に変更がありましたので、それぞれ減額し、交付決定で減額した分を除き、補助事業名を変更し再度計上しております。

9ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、10目、民生費負担金、10節の児童福祉費補助金の244万4,000円につきましては、西

部小学校及び宮原小学校の放課後児童クラブで、軽度障がい者児童を受入れによる、放課後児童クラブ健全育成事業費補助金を補正するものでございます。20目、農林水産業費県補助金、5節の農業費補助金の124万円につきましては、有害鳥獣被害対策事業費補助金で、補助金額の変更及び3月までの捕獲数の見込みで補正するものでございます。15項、委託金、5目、5節の総務費委託金の157万円につきましては、平成27年度に、県議会議員選挙の実施に伴う選挙準備をするため、補正するものでございます。

次の10ページをご覧ください。90款、5項、5目の繰越金、5節の前年度繰越金の882万円につきましては、歳出額に対する歳入額の調整額でございます。

11ページをご覧ください。99款、5項の町債、5目、総務債、10節の臨時財政対策債の1,752万8,000円につきましては、同意があり、予定額が確定しましたので、補正するものでございます。20目、土木債、15節の合併特例債の1億9,890万円につきましては、建設下水道課の道路新設改良事業380万円、町道吉本本山線道路改良事業1億7,830万円、準用河川御講田川河川改修事業の1,680万円を補正するものでございます。30目、教育費、10節の合併特例債の5,800万円につきましては、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造事業の2期工事分の大規模改造老朽工事といたしまして、平成26年度国より追加交付が決定いたしましたので、事業費の補助金の残額の財源といたしまして、合併特例債を使用するものでございます。

これで、歳入予算について、説明を終わります。

次に、前のページに戻りまして、5ページをご覧ください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的の1総務債で、補正前の限度額2億円を補正後の限度額2億1,752万8,000円へ、<math>2土木債では、5,990万円を<math>2億5,880万円に、<math>3教育債では、3億3,550万円を<math>369,350万円へ変更するものでございます。

以上で、議案第42号、平成26年度氷川町一般会計補正予算(第4号)の説明 を終わらせていただきます。

- 〇議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(山下 剛君)** 議案第43号、平成26年度氷川町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,485万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,458万円とするものです。

歳入、6ページをお願いいたします。

40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、一般会計繰入金、10節、保険 基盤安定繰入金で、644万4,000円と45款、繰越金、5項、繰越金、10 目、その他繰越金、5節、その他繰越金に6,840万7,000円を計上しており ます。

歳出7ページをお願いいたします。

主な補正としましては、10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、一般被保険者療養給付費、19節、負担金補助及び交付金7,637万6,000円につきましては、療養給付費の増によるものです。10款、保険給付費、10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、19節、負担金補助及び交付金580万円につきましては、高額療養費の増によるものでございます。

これで議案第43号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。

続きまして、議案第44号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,885万円とするものでございます。

歳入、6ページをお願いいたします。

主な補正としましては、45款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、 繰越金で577万円を計上しております。

歳出、7ページをお願いいたします。

主な補正としましては、5款、総務費、15項、介護認定審査会費、5目、認定調査費、13節、委託料109万1,000円につきましては、平成27年度から介護保険制度が一部改正されることに対応する、システム改修のための委託料でございます。10款、保険給付費、20項、高額介護サービス等費、5目、高額介護サービス費、19節、負担金補助及び交付金490万円につきましては、1割負担

されている介護サービスの月額の限度額を超える分について、給付を行う高額介護 サービス費の増によるものでございます。

以上で、議案第44号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。

続きまして、議案第45号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり 定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもので ございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,469万円とするものです。

歳入、6ページをお願いいたします。

主な補正としましては、20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、保険 基盤安定繰入金、5節、保険基盤安定繰入金で11万6,000円を計上しており ます。

歳出、7ページをお願いいたします。

主な補正としましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金、5項、後期高齢者医療広域連合納付金、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金11万6,000円につきましては、平成26年度の保険基盤安定負担金確定によるものでございます。

以上で、議案第45号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) についての説明を終わります。

○議長(永田義昭君) 建設下水道課長。

〇建設下水道課長(前崎 誠君) 議案第46号についてご説明いたします。

平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,4 24万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,989万円と する補正でございます。

歳出からご説明いたします。8ページをご覧ください。5款、公共下水道事業

費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、13節、委託料は公営企業会計移行業務(基礎調査)委託料につきまして、324万円を減額するものです。これにつきましては、平成26年度において、地方公営企業法の改定が通常国会で制度化の予定でありましたので、当初予算で予算化しておりましたが、国の制度化が進んでいない状況にあります。国の方針で、人口3万人未満の団体についても、できる限り公営企業会計へ移行するよう通知がございましたが、国のマニュアルが策定中で、財政支援措置等も検討が行われております。今後の国の動向で、実施時期を検討するため見合わせるもので、今回減額をするものです。15目、公共下水道建設費、13節、委託料につきましては、設計委託料740万円を減額補正するものです。15節、工事請負費につきましては、管渠築造工事費2,470万円を減額補正するものです。22節、補償補填及び賠償金につきましては、上水道等施設補償金890万円を減額補正するものです。これらにつきましては、社会資本整備総合交付金の平成26年度当初要望額3億円から、社会資本整備交付決定に伴い、決定額2億4,000万円となったため、建設事業内の組替えを行う補正でございます。

続いて、歳入の説明に入ります。7ページをご覧ください。15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、下水道補助金、5節、下水道補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の決定に伴う事業費の減額により、2,990万円を減額補正するものです。25款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金につきましては、単独事業費の増額及び起債額の減額に伴い、576万円を補正するものです。35款、町債、5項、町債、5目、下水道債、5節、下水道債につきましては、社会資本整備総合交付金の決定に伴い、2,010万円を減額補正するものです。これにより、4ページの第2表、地方債の補正も1億6,410万円から1億4,400万円に、2,010万円の減額を計上しております。

以上で、議案第46号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を終わります。

〇議長(永田義昭君) 総務課長。

○総務課長(陳野信次君) 議案第47号から議案第52号までをご説明いたします。 この6件は、指定管理者の指定についてでございまして、8名で構成する指定管理 候補者選定委員会を11月14日に開催して、候補者を選定し、町長に報告したも のです。

まず、議案第47号をご説明いたします。宮原浄化センターの指定管理者の指定についてで、提案理由は氷川町下水道条例第2条の5の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、熊本市中央区水前寺公園28番43号、九州テクニカル・浄化槽管理センター業務委託共同企業体、九州テクニカルメンテナンス株式会社、代表取締役社長、杉本陽児様を指定管理者として、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間指定するものです。国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録規定の登録を受けた有資格者を対象に公募し、説明会に6社の参加がありましたが、応募されたのは、現在の指定管理者である、九州テクニカル・浄化槽管理センター業務委託共同企業体の1社でした。候補者選定委員会では、この1社の評定を行い、高得点を得たので、指定管理者として指定するものです。

次に、議案第48号をご説明いたします。氷川町立神峡公園の指定管理者の指定についてで、提案理由は氷川町立神峡公園条例第14条第1項の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町立神2041番地、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部、支部長、高山登様を指定管理者とし、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間指定するものです。公募しまして、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部と立神峡公園管理組合の2団体から応募がありました。候補者選定委員会では、応募2団体のプレゼンテーションを受け、慎重な質疑を行い、審査の結果、得点の上位にあった、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部を指定管理者として指定するものです。

次に、議案第49号をご説明いたします。氷川町竜北物産館の指定管理者の指定についてで、提案理由は氷川町竜北物産館条例第14条第1項の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役、藤本一臣様を指定管理者とし、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間指定するものです。この施設は、氷川町特産の農林水産物や加工品等の提供及び町の産業、観光、イベント等の情報を発信し、町の産業振興と活性化を図る目的で設置されたものです。有限会社氷川町まちづくり振興会は、町が2分の1以上を出資する第三セクターで、町内特産品の展示販売、宣伝、情報発信を目的に設立されたもので、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定する、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会では、提出されました事業計画書、収支計画書などを審査し、適当と判定されたので、指定管理者として指定するものです。

次に、議案第50号をご説明いたします。氷川町農産加工研修センターの指定管理者の指定についてで、提案理由は氷川町農産加工研修センター条例第12条第1項の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役、藤本一臣様を指定管理者とし、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間指定するものです。この施設は、農産物の有効活用及び付加価値を高めるための加工技術の開発、研修の拠点や異業種交流の場として設置されたものです。竜北物産館と同じく、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定する、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会では、提出されました事業計画書、収支計画書などを審査し、適当と判定されたので、指定管理者として指定するものです。

次に、議案第51号をご説明いたします。竜北福祉センター、宮原福祉センター、宮原ふれあいセンターの指定管理者の指定についてで、提案理由は氷川町福祉センター等条例第15条第1項の規定に基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町島地651番地、社会福祉法人氷川町社会福祉協議会、会長、藤本一臣様を指定管理者とし、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間指定するものです。この施設は、地域住民の福祉の増進及び交流する場、高齢者の生きがいと健康づくりを支援し、介護予防の推進を図ることを目的として設置されたものです。社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により、地域福祉の推進を図る目的で設立されました社会福祉法人で、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定する、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会では、提出されました事業計画書、収支計画書などを審査し、適当と判定されたので、指定管理者として指定するものです。

次に、議案第52号をご説明いたします。氷川町まちつくり酒屋の指定管理者の 指定についてで、提案理由は氷川町まちつくり酒屋条例第14条第1項の規定に基 づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもので ございます。

この施設は、氷川町宮原栄久31番地15、宮原まちづくり株式会社、代表取締役、藤本一臣様を指定管理者とし、平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3年間指定するものです。この施設は、地域住民の文化活動の拠点とし

て、町民に開放するとともに、町内外住民相互の交流を図ることを目的として設置されたものです。宮原まちづくり株式会社は、活性化及びまちづくりのために設立された第三セクターで、まちづくり活動の支援と交流機会の提供、歴史的資源を活用した文化活動や産業活動等の情報発信を行うために最適であり、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定する、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとして、非公募により選定したものです。候補者選定委員会では、提出されました事業計画書、収支計画書などを審査し、適当と判定されたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、説明を終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(森田寿也君**) 続きまして、議案第53号、竜北中学校校舎耐震補強
 - ・大規模改造工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

平成26年第2回氷川町議会定例会において議決された竜北中学校校舎耐震補強 大規模改造工事請負契約について 契約の一部を変更するため 議会の議決を求

・大規模改造工事請負契約について、契約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約名、竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約。変更の内容、契約金額の変更。変更前の契約額、4億2,440万円。変更後の契約額、4億3,644万8,549円で、1,200万8,549円の増額となります。

変更の主な理由は、機械設備工事の屋外貯水機能給水タンクの減、老朽化改修工事の外壁工事の工法変更及び技術科棟2階の内部改修、外構工事で技術科棟、武道場周辺の整備工事の追加によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、認定第7号、平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(山下 剛君) 認定第8号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

続きまして、認定第9号、平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の

認定について、ご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

以上です。

- ○議長(永田義昭君) 建設下水道課長。
- **○建設下水道課長(前崎 誠君)** 認定第10号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものでございます。

続きまして、認定第11号、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出 決算の認定について、ご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定によ りまして、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員 の意見を付けて、議会の認定を求めるものでございます。

以上で終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(山下 剛君) 認定第12号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

以上です。

○議長(永田義昭君) 説明が終わりました。質疑に入ります前に、5分間休憩いたします。



○議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

まず、承認第4号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。米村議員。

- ○9番(米村 洋君) この歳出のですね、土木の19ページ、町長、この開通式が、この遅れるということをお聞きしたのですが、この工事というものの弊害によって遅れるのか、それとも土地買収等々とか、いろんなものについてですね、遅れをしているのか、ちょっとご説明いただきたいのですが。
- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) 工事につきまして、予定よりも遅れているということにつきましては、大変心配しておりますし、皆さま方にもご迷惑をかけております。

大きな要因は2つあるのかなと思っておりますが、まずは、この着手に少し時間がかかったということでございますね。それは、予算の審議の際に、予算凍結ということで、半年間凍結をされました。その半年というのは、もう一年間仕事ができなかったと同時でございまして、その着手が遅れたと。併せましてその後、用地交渉その他に着手をしたわけでございますけれども、用地交渉でも一部ですね、難航した部分がございました。そういったところで、工事に着手ができなかった。

工事自体につきましても、夏の雨、その他ですね、そういったところで、若干、 全体的に遅れてきているのかなということで、そういったものが全てトータルでで すね、現在の遅れに至っているというふうに認識をいたしております。

- 〇議長(永田義昭君) 米村議員。
- ○9番(米村 洋君) ただいまね、町長が、凍結されたから遅れたと、というのはちょっとね、ちょっと疑問符打ちますよ。ということはね、宇城とのいろんな結局ですね、協議の中で完全にですね、結局、その協定的なものをですね、完了してなかったからということがあるんじゃないですか。凍結ということでですね、遅れたというのは、ちょっとですね、町長として、そのちょっとそういう言い訳というのは、ちょっとおかしいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。どの辺のところで、凍結で遅れたと言われるのですか。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- **〇町長(藤本一臣君)** 全体の計画の中での遅れでございますので、予定どおりにですね、予算の執行等が行われ、その用地交渉等に入っておれば、ここまで遅れなかったのかなという思いがございまして、そういった表現をしたところであります。
- 〇議長(永田義昭君) 米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 町長、私の聞くところですね、非常に地権者がですね、結局買収に応じなかったというのがですね、第一番の要因であるというふうに聞いているわけですよ。非常にですね、地権者との交渉がですね、難航したということがですね、もう第一番のですね、工事が遅れた要因じゃないかという認識をしているのですが、町長も大体、その辺のところが一番のメインになるんじゃないかと思うのですけれど、どうでしょうか。
- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) 冒頭申し上げましたとおり、大きく2つの要因があると申し上げました。どちらが一番とか、二番とかということじゃなくて、そういったそれぞれの要因が含まれて、今おっしゃいました用地交渉につきましても、地権者のご理解を得るまでに、かなり時間がかかったというのも事実でございますので、そのことも含めてトータルで遅れているということでございます。
- **〇9番(米村 洋君)** 議長、最後にいいですか。
- ○議長(永田義昭君) はい、あと1回、米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 町長ね、じゃあ最初から遅れると、遅れるということをもう想定していたんじゃないですか。開通式を何月にするということはですね、そのときに、凍結等々ということを踏まえたらですよ、結局、とてもじゃないが、開通の期日というものを設定できなかったんじゃないですか。違いますか。その辺のところはですね、私が聞く範囲内、私の知り得るものはですね、第一番に土地買収等々がですね、非常に困難を極めたというのが、第一番の原因だというような認識をしているわけですよ。それが、スムーズにいっておればですね、ある程度の開通の期日はですね、結局、設定できたというように認識しているわけですよ。だから、買収が遅れたからやっとですね、結局、着手、その道路とですね、道路をつくれるようになったということじゃないですかね。
- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 予算書のですね、19ページ及び11ページの町債の部分の関連性について、少しお伺いします。

先ほどの企画財政課長の説明によりますと、社会資本整備総合交付金がもらえなかった、平成27年度からは事業が対象にならない。ですので、この工事請負費1

億9,000万円については、財源を見ますと、補助金が1,000万円減って、起債が合併特例債が1億8,210万円増えますよという、予算に変更しますという説明だったと思いますが、まず、社会資本整備総合交付金、これは、インターチェンジ関連だと思いますけれども、補助率、1,000万円、社会資本整備総合交付金がこなかったのに対して、起債を1億8,210万円、合併特例債を充てますよという説明について、少し理解できないので、そこのところをもう少し詳しくお願いできますか。

- 〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(森田寿也君) ただいまのご質問でございますが、町道吉本本山線に関してではございません。建設下水道課自体の社会資本整備総合交付金のほうが、減額されましたということで、町道吉本本山線につきましては、元来、今回不足分の1億9,000万円を補正させていただきたい、ということで計上させていただいております。ただ、建設下水道のほうから220何万ぐらいか、それ分は建設下水道課から、組替えという形で、吉本本山線のほうに交付金をいただいております。

ただ、今回、平成26年度に事業費を今度補正しないと、平成27年度には、も う補助対象外という形で、ヒアリングの際に言われましたので、今回、県の全体か ら補助事業の執行残がございましたら、こちらのほうに補助をいただきたいという ことで、申し上げているところでございます。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- **○5番(江嵜 悟君)** 下水道でこなかった。下水道事業で、議長、1回に数えないでください。ちょっと、そこのところをもう1回。
- **〇企画財政課長(森田寿也君)** 建設下水道課の建設事業のほうでございます。そこに、 社会資本整備総合交付金を使用させていただいておりますので、その分が、交付決 定が少なかったため、減額させていただいているということです。

町道吉本本山線につきましては、今のところ満額ついております。ただ、それより、また多くいただけないかなということで、ヒアリングのときに申し上げているところでございます。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 結局、減額になったのは、北川反甫北鹿野線のほうが減額になったという説明をしていただければ、非常に分かりやすかったかなと思います。ただ、町道吉本本山線のところで、社会資本整備総合交付金の話をされたので、そっちだというふうに理解したのがいけなかったんですね。

それで、この町道吉本本山線については補助対象外、要するに、道路新設改良費

の起債だけを充てている、というふうに理解していいんですね。このインターチェンジ関連については、当初からずっと説明があっていたのは、町道部分も、バイパスと言うんですか、取付け道路、これについても、この社会資本整備総合交付金の対象になるというふうに、今、名前は変わったかもしれませんけれども、そういうふうに聞いておりましたので、ここの町道吉本本山線については、もう単独工事というふうに理解しなければならないのですか。

〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。

○企画財政課長(森田寿也君) 今のところは、あと供用開始するまでの不足というか工事費用でございます、1億9,000万円というのは、単独で行う。先ほども申し上げましたが、説明しましたが、県の社金のほうで、県全体の執行残、各自治体からの執行残がございましたら、こちらのほうに補助をいただきたいということで、申し上げているところでございます。

〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。

○5番(江嵜 悟君) 今、聞いているのは、この町道吉本本山線については、単独と理解していいんですかと聞いているんですよ。で、その後、今、課長が言われた、県のほうで、他町村の、この社会資本整備総合交付金が余ってきたら、この町道吉本本山線に充てることができますよという説明をされましたよね。だから、この社会資本整備総合交付金、補助金を基にやりますよ、インターチェンジの取付け道路はやりますよと言われたのに、この工事は単独ですかと、さっきから聞いているんです。

この町道吉本本山線は本年度やる、これを付けないと開通できないんでしょう。で、その平成27年度には対象事業とならない、と言われました。ということは、インターチェンジの事業、開始から例えば5年間は交付対象になりますけれども、その後はなりませんよというのでならないのか、この社会資本整備総合交付金、大体補助金もらってやりたいわけですよね。交付金をもらえない理由というのは何なのでしょう。当然、町の財政からいくと、交付金をもらいながらやっていくべきだと思うのですけれども、単費でやらなければいけない理由、それから、なぜこなかったか、これは金子代議士さんの一押しで補助金付けますよと、言われている事業ですよ。それで、なぜ付かなかったのか。そこのところは、どうしてなのかというのと、なぜ単独でやるのかという、これは決算のときに、またインターチェンジの財源、単費1億円というのがどこまで膨らんでいるか聞きますけれども、今回また、このような1億9,000万円ものお金が、補助金なしでやろうとしているわけですので、そこのところをご説明をいただきたいと思います。

〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。

- ○企画財政課長(森田寿也君) ただいまの質問でございますが、供用開始の全体計画、
 - 一番最初に計画を出してあります。事業計画というのが、それに満たない、その間の区間につきましては、交付金の対象という形で出しますというのが、県からのご意見で、対象にならないということでございます。ですので、平成26年度でという、もうこれは26年度へあと費用が不足している部分、1億9,000万円を単独で一応、補正させていただくということでございます。先ほど、申し上げましたが、その中で、県のヒアリングの際に、26年度で他の自治体から余ったやつをいただければということで、ヒアリングを行っているところでございます。

単独で、事業は行う。今回の、これに予算に挙げているのは、単独事業費で挙げております。単独事業費の220何万は、建設下水道課の建設係からいただいております。その220何万はいただいておりますので、1,700どれだけの、対して起債を行うものでございます。それと、あと起債を除いた分は、一般財源で補うものでございます。

- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。
- ○5番(江嵜 悟君) はい、最後に1回。
- ○議長(永田義昭君) 先ほど、1回はカウントしなかったので、これが4回目だけれ ど、江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 今、質問していることに対して、ちょっと回答が、いまいちなんですよ。だから、4回目やらざるを得ないんですけれども。要するに、当初の計画の枠内だったら補助対象になりますけれども、当初の計画の枠を出る予算になったので、出ませんよという話じゃなくて、5ヶ年なら5ヶ年の期間内を飛び出るから、出ませんよということですか。じゃあ、ここの1億9,000万円については、今年一杯期間内に、事業を予算を入れておければ、補助対象になります。けれども、県のほうの枠がないので、補助対象から外れて単独になります。ですので、その分もし県に交付金が余ったら、これに付けてあげましょうという約束があります、ということなんですね。

それは、結局、先ほど米村議員からあったように、工期が遅れたから単独でやらざるを得なくなりましたという意味なのか、この工事をもっと前にやっておけば、これは補助対象になったのか、それはどっちなんですか。

- ○議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(森田寿也君)** 江嵜議員が、今言われましたとおり、もっと先にやっておけば、補助対象になったと考えております。
- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 21ページの、町長ね、質疑するのに、ものすごく遠慮してし

てる。それを覚えておいてください。だから、本来の米村らしくない、遠慮してま すということを覚えておいてください。

氷川署の分署のですね、予定地ですね、鑑定ですね、この不動産鑑定の業務委託、これは用地買収地、今は現在、用地買収地、どれぐらいの面積を得られるのかということとですね、地権者が何名いるのか。それとですね、その買収地だけを鑑定されるのか、その辺のところはどうですか。

- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○9番(米村 洋君) ちょっと待って、もう一つ付け加えます。なぜ、不動産鑑定士を入れてね、鑑定する理由も述べていただきたいと思いますが。
- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) はい。まず、今回の氷川分署予定地の鑑定評価業務委託料につきましては、鑑定の面積は約5,000平方メートルを予定いたしております。なお、この中には、予定地の中にあります立木補償の分まで含めて、予算を計上いたしております。

それから、地権者数につきましては、4名を予定をいたしております。

それから、鑑定の理由でございますが、用地を買収する単価につきまして、まず不動産鑑定を入れまして、表示価格というのはございますけれども、隣接等の用地買収経緯等もいろいろございますので、標準的な不動産鑑定を入れまして、金額を設定した上で、地権者さんのほうと交渉を行いたいということで、鑑定をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

- 〇議長(永田義昭君) 米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 総務課長、不動産鑑定の価格設定、これを基準としてやるのか、それとも一物四価という方式でやるのか、それはどういう、これを基準としてやるの。それとも、結局、一物四価という、結局、行政用語なのかな、こういう言葉あるんじゃないの。例えば、路線価格、国交省が設定する路線価格、不動産鑑定士が鑑定する評価、それとね、実勢価格、それとね、結局、評価証明等々のことがあるだろうけれど、結局、本来ならば、不動産鑑定士じゃなくて、実勢価格でやるというのが普通じゃないかと、そういうのは認識しているんだけれども、その辺のところは、あくまでも不動産鑑定士の鑑定した基準を、それに対してのね、価格決定において、それを結局、その方式でやるということなの。

今、3つか4つくらい出したけれども、どの辺のところを結局だね、総合的にやるのかということ。

- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- 〇総務課長(陳野信次君) 町のこれまでの用地買収の基本的な考え方につきまして

は、実勢価格、評価価格ではなくて、不動産鑑定を用いて、その金額を参考に交渉をさせていただくという方法を取ってまいってきております。今回も、その考えでございまして、今、議員から言われました、実勢価格、路線表示価格、それも参考にはなってくると思いますけれども、まず不動産鑑定を入れまして、今回、予定しております、国道筋になりますけれども、この部分につきましての、まず該当土地の不動産の鑑定を行いまして、その結果によりまして、地権者様のほうと協議を進めていきたいと、交渉を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(永田義昭君) 米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 地権者がね、今4名という話だったんだけれど、この買収の価格、価格が決定したら、幾らで買収したということをね、結局、税で執行するんだから、きちんとね、その価格表を出すということをね、それはどうですか。
- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) はい、予定といたしまして、平成27年度当初予算のほうには、用地の買収費、それから立木補償費等も含めて、予算を要求いたしたいというふうに考えております。当然、その段階になりますと、買収単価、補償単価が出たところでの、買収・補償金額という形になってまいりますので、当初予算でご説明する、計上いたしますときにご説明いたしたいというふうに考えております。
- ○9番(米村 洋君) 今ね、聞いているのはね、買収金額は、ちゃんと公表しなさいよということを聞いているわけ、説明はいいの。公表はすると、幾らで買いましたよと、地権者氏名はいい、地権者の氏名はそれはいい、幾らで例えば、買いましたと、幾らの設定で買いました、ということはね、例えば、5,000平米かな、これにおいてだよ、ね、例えば道なり、不動産鑑定がそういうことで、一律した金額を出すのかということも分からない。例えば、国道についたもの、近くなものに対しては、こう設定するのか、それは奥に対しては結局下落するのか、その辺のところの評価がね、分からないよく。だから、一律的にやるというような僕の考え方だね、一律的な値段のことでやるんじゃないかというのが、私の考え方ですよ。その辺のところが、よく分からないもので、だから値段設定のね、ちゃんとね、地権者は公表しなくてもいいから、ちゃんとね、買収した金額、坪幾らということをね、ちゃんと公表しなさいよということを言っているの。それを答弁してください。
- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) はい、恐らくご心配さなれている部分、私も分かります。 当該地計画いたします所につきましては、畑、田んぼ、雑種地という形で、地目が 違う土地がございます。今、私が考えておりますのは、それぞれ地目が違いますけ

れども、買収の目的につきましては、消防署の分署をつくるということで、宅地化を念頭に考えていくということで、宅地化見込みという形での買収単価が基本になってくるのかなというふうに、私は考えております。その点も含めまして、現在の土地の評価がどのくらいのものなのか、というのを調査させていただきたいということでございます。

○議長(永田義昭君) ちょっと休憩します。

- ○議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き、再開いたします。総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) それぞれの買収いたしました結果につきましては、契約者、町と売払い者、相手方との、それぞれの情報ということで、公表するという方法は取れませんので、条例に基づきました公表するという形ではなくて、求められたときに、必要な部分の開示をするという処理になってまいりますので、町のほうから、この土地につきまして、こういう契約で買収しました、公に公表するという方法は取れないということになっております。
- **〇議長(永田義昭君)** ちょっとよかですか。いやいや、ちょっと待ってください。 はい、町長。
- ○町長(藤本一臣君) 補足をいたします。議員ご心配なところは、公費を使って、土地を買収をして、活用していくんだと、その基本的な考え方をきちんと示せよということだろうと思っておりますので、そういった考え方につきましてはですね、示しをさせていただきたいと思っております。ただ、個々の金額は、幾らということはですね、なかなか難しいかと思っていますけれども、それはしかし、考え方の中に含まる話であろうかなというふうに思います。
- **〇議長(永田義昭君)** ちょっとよかですか。もう、同じ意見を5回目になる。
- ○9番(米村 洋君) 今、言われた、それでいいと思います。というのはね、前はね、浜田行政のときは幾らということを言っていたわけ。不動産鑑定士の価格とね、実勢価格と差があってね、結局それより低く買ったとかね、いろんなことでですね、坪単価大体幾らというようなことをね、結局議会の中で聞かれれば、結局、そういう公表していた歴史があるわけですよ。今ね、情報の開示、請求するというんじゃなくて、議会からやっぱり聞かれたら、ある程度、今、町長が言われたとおりにね、一応ね、公開をするということはね、うちは熊本県ででしょう、情報公開の一番目を目指しているわけじゃないですか。その辺のところをね、総務課長ね、

よく検討してね、その旨をちょっとお伝えしたいと思いますね。

- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 同じところなんですが、これ地権者4名の方の内諾は取れているんですか。評価するに当たって、内諾を取れたので、評価するのかどうか、そこのところを1点。

それから、内諾が取れていれば、私たちにはまだ正確な場所、概ねここら辺というのは聞いておりますが、正確な場所がどこにできるのか分からない。その5,00平米がどこにできるのか分からない。一部の議員さんは知っておられるそうですが、まだ私たちには教えてもらっていませんが、そこのところは教えていただけるのかどうか。その2点についてお願いします。

- 〇議長(永田義昭君) 総務課長。
- ○総務課長(陳野信次君) まず、内諾につきまして、ご説明いたします。4名の地権者さん、3名内諾をいただいております。もう一人の方につきましては、ちょっと土地が複雑でございまして、相続関係とかの関係がありまして、一番足元にいらっしゃる方とはお話をさせていただいているという状況でございます。土地がちょっと複雑で、ご兄弟3人いらっしゃいまして、まだ協議がちょっと整っていない状況ですので、一応4名。3名のほうは、もう早急にでもいいよというようなお話はいただいております。

それから、場所につきましては、国道筋の氷川モータースさんの信号機がございますけれども、あれから熊本寄りのほうに、二、三百メートル行った所になります。国道から、旧薩摩街道の分かれ道、あそこの三角の土地のほうを予定をいたしております。国道、上です。

○議長(永田義昭君) いいですか。ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。はい、江嵜議員。

○5番(江嵜 悟君) 立神峡の指定管理者の指定について、今回議案として出ています。11月14日に、8人の課長さんたちなのかな、メンバーは分かりませんけれども、8人の方の選考によって、その審査結果が手元にあるわけです。

まず、私が役場職員時代、旧宮原町時代に、この立神峡をどうにかしなければいけない、県立自然公園立神峡をどうにかしなければいけないということで、ここの管理を旧宮原町が、この立神峡管理組合をつくったんです。本来だったら、出資して組織化するべきだったと、今、反省していますが、その当時、立神地区の人たちと話して、この立神峡を役場で管理するんだ、旧宮原町で管理するんだという前提に立って、町が、旧宮原町が、この立神峡公園管理組合をつくったんです。この8人の選考委員の人たちは、それをご存知なのかどうか。

私は役場時代から、この立神峡は非公募にすべきだというふうに、前町長にも話をしていたんですが、結果的に、この立神峡管理組合は、民営なんだという理解になってしまった。だから、民間に委託する指定管理者制度の中で、公募になってしまっているんです。私は議員になっても、そのことを言い続けてきたんですが、残念ながら今回、この立神峡管理組合が指定から外れたということは、多分、解散せざるを得なくなる。当然、解散するだろうと思います。そうなったときに、この今回、受けられた所がどのような組織か知りませんが、そこを選考された8人の選考委員の皆さん、この3年間、自分たちが選考した所を一生懸命育てていかなければならない義務が私は生じていると思います。

そこで、今回の審査項目を見ましたが、前回と審査項目が違います。そこの審査 項目がどのように変更になったか、それをまず教えてください。

- 〇議長(永田義昭君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(西田美子君)** はい、ご質問ありがとうございます。

審査項目、配分に関しましては、配分の配点につきましては、前回と変えてはおりません。その配点の内容につきまして、若干変更しております分が、明確に示しておりました分を特に項目の3ですけれども、安定的な運営が可能となる人的能力、類似施設の運営実績につきまして、前回は経験年を明確に配点とリンクさせてありましたけれども、そこのところを観点で評価いただくようにしております。大

きくは、前回と審査項目は変えておりません。 以上でございます。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) これについてはですね、前回の指定のときに、入札という言葉が出て、それで、ずいぶんと議運の中でも議論があったんですけれども、提案額を見てみると、管理組合のほうが少なかった。しかし、8人の選考委員の方は、高いほうを選んだ、というふうなことが、今回、判明できました。

実質的に、類似施設の運営実績というのが、基本的には見直された、要するに実績がなくても、配点額は幾らかありますけれども、安定的な運営が可能となる人的能力に、多分8人の選考委員の人たちはウェイトを置いたのかなと、そういうふうに思います。

これから先、この3年間、3,000万円で新しく受けられる方、この方が一生 懸命やってくれるよう、心から念願するところでありますが、あと、この立神峡を 立派に氷川町の宝として、管理していただけるように、皆さん方で守っていただき たい、指導していただきたいと思います。

そこで、今回、この審査結果で点数だけで、ほぼ23点の差で変更されますけれども、点数が1点でも高かったら、そこを選考したかどうか、そこのところを最後、町長ご返事いただければと思います。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- **〇町長(藤本一臣君)** 議員の立神峡にですね、かける思いというものは、ひしひしと 伝わってくるわけでございますし、町の宝でございますので、これからもしっかり と、守り育てていきたいというふうに思っております。

その上で、今回の指定管理者の指定につきましてのご質問でございますが、私は選考委員でございませんので、私が余り多く述べることはないんでございますが、 1点の差のときに、どうしたのかということでございますが、これはもう、評点でございますので、それに従うべきかなというふうに思っております。それぞれ、審査委員の皆さま方、審査会の中で、十分ヒアリングを行い、プレゼンテーションを行い、内容を吟味した上で、点数を付けられたものというふうに思っておりますので、そこは点数に従うべきだろうというふうに思っております。

- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 商工観光課長、この件についてね、ちょっとお尋ねしますけれど、この前、今までの指定管理というものについてですね、実績を優先してきたというね、こと非常にですね、強調していたわけですよ。町長、前の行政の課長たちがですね、担当課長たちが。

ただ、私としてはですね、この入札は金額、前もですね、実績がなければということで言っていたんですが、実績もなくてもいいんじゃないかということも、言ったことあるんですよ。しかし、やっぱり実績優先ということがね、全面的に打ち出したことがですね、過去にあったんですよね。ところがですね、今度も実績を優先したような、結局その、債務負担行為の中でですね、ここだけ公募するということじゃなくて、もう非公募をですね、やったほうがいいんじゃないかということを、実績を優先したということをですね、この前、言ったんですが、ただこの中で、私が勘違い、もうちょっとね、説明していただけなければならなかったのは、この一つのですね、8人おってですね、結局、構成でですね、公募審査するんだと、金額だけじゃないんだと。一つの今言った、プレゼンテーションというものを含めてですね、こうやって、そういうことの総合点でやるんだということを説明していただければですね、この前、納得しているわけですよ。だから、私としてはね、金額だけでやるのかなという勘違いしていたわけなんですね。

だから、商工観光課長ね、その辺のところをね、今、江嵜議員がそう言ったから、産建でね、本当は聞くはずだったんだけど、本会議においてですね、私が言ったことは、今あなたがこういう説明をしていただければ、ね、例えば8人によって、選考委員によってですね、プレゼンテーションを含めたですね、入札の金額、実績等々を踏まえたですね、協議して決定をすると言われればですね、それで言いわけですよ。だから、今回においてですね、例えば前者、前者のこの評価を見るとですね、非常に後者の、今度指定されたことがですね、非常にその意欲的なものを感じるわけですね。だから今後において、初めてのまた実績づくりをする業者でありますから、その辺のところをよくですね、やっぱり指導なりですね、監視体制を良くして、円滑なる運営ができるようにですね、お願いしますね。一言、商工観光課長より。

〇議長(永田義昭君) 商工観光課長。

○商工観光課長(西田美子君) 事前のご説明が不十分でありましたことは、誠に申し訳ございませんでした。配点の中でおっしゃいますとおり、金額的な部分は2項目目になろうかと思いますが、この点につきましてと、経営の安定的な部分、運営実績につきましても、立神峡のほうが上位であった、このことは配点できちんと評価されているところだと思います。先ほど、おっしゃっていただきましたとおり、計画的な部分、将来に向けてのご意見等、そこで点数が分かれたのかなとは思いますけれども、江嵜議員、米村議員おっしゃいますとおりに、立神峡を町の宝として、これからも輝かせるような運営をしていただきますように、私どもも一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。河口議員。
- ○1番(河口涼一君) 関連をしましてお尋ねをしますが、勉強不足で申し訳ないんですけれども、この公益社団法人熊本県隊友会、これ自衛隊のOB会みたいなものですよね。そこに八代北部支部ということで、高山登さん、この方が今回、応募をされたと。ここは、これまで何か、活動実態というか、実績というか、おありですか。日頃、支部でですね、何かをされていることがあるのかということと、今後ですね、ほかに例えば、こういう、まあここはきちんとした公益社団法人のようですが、任意団体みたいなものをつくってこられてですね、私たちもやれますよということで応募をしたら、実績も実態も不明なままに、数字と計画を出せば、こういう選考がなされることもあるというふうに判断してよろしいでしょうか。1点だけです。
- 〇議長(永田義昭君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西田美子君) まず、最初の隊友会につきまして、実績があるかということでございますけれども、八代北部支部におかれましては、これまで立神峡公園内における具体的な活動というものは、ないかと思います。立神地区におきまして、違う活動をされている団体、北部支部におきまして、地域貢献、ボランティア活動をされているという実績はございます。併せて今回の申請に当たりまして、いろいろな団体の方を巻き込みながら、地域との協力も得られながらということで、組織化をされて、今回、立神峡公園の管理運営に臨まれるということでの人員体制は組まれての応募となっております。

同じような形で、後の質問になりますけれども、計画性ですとか、人員配置です とかということで、計画を出されますと、当然審査の基準に入ってくるかと思いま す。

以上でございます。

- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。質疑なしと認めます。
 次に、議案第49号について、質疑はありませんか。江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) 49号から、この非公募の分、4件ですか。これ、町長が社長をやっているんですけれども、基本的に基準価格と提案額が同額で出ているということは、これ計画書、提案書のそのものが、まず出ているかどうかというのを一つ聞きたい。

それから、竜北物産館、この議題になるのですけれども、竜北物産館については、過去3年間の委託料が1,440万9,000円だったのに比べて、今回の3年間が大幅にアップして、2,500万1,000円の基準価格、提案額になっていますが、その理由と、基準価格と提案価格が同額という理由、この2件について、ご

説明をお願いします。

- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- **〇農業振興課長(尾村幸俊君)** ただいまのご質問ですけれども、まず、提案書というのは、提出はされております。申請書という形で、提案はされております。

続きましての金額についてですけれども、こちらに書いてあります 1,400 万円から 2,500 万円ということで、1,000 万円ほどアップしております。この内容につきましてですけれども、これは 3 年間トータルの数字で、金額でございます。これ 3 年間で割りますと、大体年間 300 万円ぐらい増という形になっております。内訳といたしましては、人件費が 190 万円ほど、電気代のほうで 180 万円ほど前回よりもアップしております。

人件費につきましてですけれども、今までは一切計上をしておりませんでした。 人件費ゼロで積算をしておりました。今回、改定ということで、積算の確認をしな がらしていったんですけれども、まず指定管理するには人件費は必要だということ で、人件費を挙げているところでございます。

それと、電気代につきましてですけれども、これにつきましては、現在の基本料だけということで、調査をいたしまして、大体月額で28万円ほど基本額がかかっている訳でございます。前回まで14万円ということで、見ておりましたけれども、電気代のほうが確認したところ、それくらいかかっていたというところでございます。

それと、基準額と提案額ですけれども、基準額というのを設けまして、同額で提案をされておりますけれども、協定のほうがまだでございますので、そこら辺で金額が決まるといった形になろうかと思います。

以上です。

〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。

○5番(江嵜 悟君) 今までは、この竜北物産館の管理について、まちづくり振興会に人件費をみていなかった、今回からみます、という理由がいまいち分からない。今までは要らないのに、今度の3年間は要りますよという意味ですね。だから、新しくこの竜北物産館を管理するための人を置きますという意味なのか、まちづくり振興会は竜北物産館の中の道の駅、そのものを運営しているわけですよね。ここで挙げる2,500万円は、あそこの建物・敷地の管理をする、そのためにこのお金をやりましょうという意味だから、管理をする専属の人件費、人を新しく採用をする、そういうことで今回1,100万円アップしたということでいいんでしょうか。

それから、協定はまだだから、提案額と基準額が一緒です。そこも腑に落ちな

い。なぜなら、ここで非公募だけれども、まちづくり振興会の計画書の中に、これだけ頑張って、会社としては頑張って、この価格でやりますよという額が出なければいけないと思うんですよ。協定するときに幾らに下げなさい、それは下げられません、協定するときに、要するに議会で議決をすれば、このまちづくり振興会が受けるわけですよ。農業振興課長、受けるわけですよ。まちづくり振興会が2,500万円じゃないとできませんと言ったら、協定も、そういうふうな話ではないと思うんですよね。

今までは、そうされていたかもしれない。しかし、今回、人件費も挙げる、不足するんだという意味だから挙げるでしょう。今のまちづくり振興会の、その中ではもうできないんだということだから、協定も下げてくれという協定だって、いや下げられませんという話になるんじゃないですか。そこのところは、どうなんですか。

- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- O農業振興課長(尾村幸俊君) いまの金額、協定のことなんですけれども、形として 出ておりますのが、申請という形で出ております。これに基づきまして、協定とい うことを結びますので、そのとき、またお互いの話合いといったところで、最終的 な協定になるかと思います。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) それでは、人件費が必要だと言ったのは、どっちですか。役場じゃないの。役場のほうが、人件費をあげましょう、だから基準価格を上げているでしょう。まちづくり振興会が人件費をあげてください、そういう話じゃないじゃないですか、一番最初、基本額を基準価格を提示するわけですから、町が。人件費をあげたのは町でしょう。農業振興課長、あなたでしょう。そして、協議して下げるというのは、あり得ないじゃないですか。最後ですよ、きっちりそこのところを答えてください。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- ○農業振興課長(尾村幸俊君) いろんな指定管理業者ありますけれども、いろんな業者をですね、幾つか調査したんですけれども、大概、収入、支出ともですね、支出に関しましては、人件費というのは計上をされていたところでございます。一つ、一つ確認しながら、経費のほうを見ていきまして、人件費のほうが管理するには必要だという判断から、計上をさせていただきました。
- 〇議長(永田義昭君) はい、町長。
- **〇町長(藤本一臣君)** 指定管理につきましての考え方の話であろうというふうに思っ

ております。今、課長が申し上げましたとおり、これまで物産館につきましては、人件費を全く計上せずに、指定管理という形で委託をしてきました。それはやはりですね、ほかの他の施設、同じ公共の施設を指定管理として出している所につきましての公平性が欠けるのかなという思いがいたしまして、必要最小限度の人件費を指定管理委託料の中に組ませていただきました。その上で、非公募で提案書をいただいたわけでございまして、今その金額につきましての江嵜議員のご質問がございました。もっともなご意見でございまして、こちらが提示した金額で、受けますかという金額を提示されて、はい、やりますということでございますので、それから、また金額をどうかしましょうかというご相談にはですね、基本的には乗りかねる話でございますが、今後、契約を結ぶ段階で、それぞれまた担当課のほうで、会社のほうと相談をして、その金額が変わるのかどうか分かりませんけれども、そういった努力はしたいという思いの課長の発言かなというふうに思っております。ただ、基本的な考え方でいきますと、提示をいたしました金額でしっかりと管理をさせていただくというのが、会社としての基本的な考え方かなというふうに察します。

〇議長(永田義昭君) 米村議員。

○9番(米村 洋君) 町長ね、この有限会社氷川町まちづくり振興会、これ町長が代表者でありますね。この中でね、取締役会、JA、商工会、そして漁協、そして町ですかね、これで構成されていると思います。この役員会においてですね、出席、代理出席をやっていると、取締役会においてですよ。そういうことをちょっと耳にしたんですが、それは本当ですか。

〇議長(永田義昭君) 町長。

○町長(藤本一臣君) 会社の取締役会は、当然、それぞれの取締役がいらっしゃるわけでございますので、基本的にはその方の出席が原則でございますし、代理を認めるというのは、普通はないかと思っておりますが、それぞれの組織を代表される方々が、組織の代表がその取締役になっておられます。所用の都合で、組織を代表して来られないといったときにですね、数回ではありますが、代理でご出席をされて、その状況を把握をされているというのはあります。

〇議長(永田義昭君) 米村議員。

○9番(米村 洋君) 会社法からいってですね、代理ということは一切認めてない。 それでですね、決定した、決議したことにおいてはですね、一切無効だということ の法的な解釈をしております。今後はですね、欠席は欠席でいい、代理は一切認め ないという会社法に沿ったですね、運営をしていただきたいと思いますが、どうで しょうか。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) 議員、ご指摘のとおりでございまして、原理原則に従って、進めてまいりたいと思いますし、それぞれ取締役の方は、それぞれの組織を代表する方でございますので、基本的には皆さん、ご参加をされます。ただ、組織によりましては、どうしても所用ということでですね、しかし、しっかりその内容は把握しておきたいということでですね、代理出席を認めてまいりましたが、今後につきましては、しっかりとですね、制御していきたいというように思います。
- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。片山議員。
- ○8番(片山裕治君) 氷川町竜北物産館の事業についてですね、出荷者のための指定管理者じゃないといけないような感じがします。実際にですね、出荷者の物産館の販売金額というのは、大体5億円ぐらいあるわけでしょう。5億の中で、加工品は2割ぐらいですか、冷蔵庫に、普通、商品を農産物が15%取っているわけです。そういう中で、実際に、ロスが出た場合、出荷者のロスは自分たちで責任を負って、管理されるんですよね。マイナスになったものは、生産者が、加工会社がみているわけなんですけれども、その中で、ちゃんとした15%が取れるわけです。取れるというか、5億売り上げがありましたら、15%で7,500万円、確実に収益が物産館に上がるわけですから、それを生産者のための使うような、経費として使うようなやり方をしなければ、今の、この指定管理者を出して、いろいろな事業、もうどんぶり勘定になっているような感じがします。

だからもう少し、もう1回、最初に戻ってですね、原点に戻って、その管理の仕方を、やはり分けるなら、分けるなりしてですね、その指定管理者出さないと、今のままでは、本当に生産者のための物産館かな、というような感じがします。その点をですね、もう少し改善をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

〇議長(永田義昭君) 町長。

〇町長(藤本一臣君) 会社運営のことですので、ここで、答えるべきかどうか分かり ませんけれども、質問でございますので、答えたいと思いますが。

まさに、このまちづくり振興会、物産館を運営する組織でございます。運営をするということは、イコールそこでですね、生産者の皆さま方に、出荷者の皆さま方に、きちんとその利益をですね、得ていただくように努力をしております。そのための取組は、一生懸命させていただいております。年間、先ほど言われました、15%、あるいは25%手数料をいただいて、それで社員を雇用し、運営をしているわけでございます。その中で、目指しておりますのは、やはり売り上げを伸ばして、それぞれ出荷者の皆さん方へのですね、貢献をしていきたいという、その一念

で毎年毎年、経営をいたしております。その上で、余剰が出ましたときには、町のほうにも、当然、今後の施設整備に必要でしょうということで、寄附もさせていただいております。

常に、出荷者の皆さま方のことを考えて、会社運営はやっております。そのように感じられないというのは、もう少し努力をせなならんのかなというように思っておりますが、しっかりその気持ちでやっておりますし、今後もその気持ちで会社運営に努めてまいります。

- ○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。松田議員。
- ○7番(松田達之君) 今、片山議員の関連したあれでございますが、管理が町長でしたよね。やっぱり今の4つの部門があるわけですたい、物産館も。食堂、氷川のしずく、加工、出荷組合、4つですね。今の話で、やっぱり年間の5億、今の話、片山議員が言いなったごつ。年間、やっぱり5億売上あるなら、7,500万円の利益がずるわけですたい。

それで、やっぱり、氷川のしずく、加工は、やっぱり年間の売上は、そこの点が 我々分からんわけですたい、町長、管理者。そこの点を、やっぱり実際ですね、そ こをやっぱり明確に説明してもらわないといかんと思うですたい。これは、出荷組 合はですね、これは完全なやっぱり黒字を出しているわけですたい、黒字。してで すね、やっぱり食堂は赤字寸前です。やっぱり加工は、私も農協役人時代にです ね、やっぱりその頃からもう。

- ○議長(永田義昭君) 松田議員、6月の定例会で、それ、報告してあります。
- **〇7番(松田達之君)** あっですか。今、関連したですね。やっぱり、今あっしたわけですたい。そこの点を、町長、やっぱり管理者として、またぴしゃっと、明確にやっぱりですね、氷川のしずく、加工、出荷組合、食堂の件に関して、お願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 町長。
- ○町長(藤本一臣君) 会社の経営につきましては、議員の皆さん方に当然ですね、経営状況報告を6月議会にさせていただいておりますし、それぞれ取締役会には、先ほど話が出ました、出荷協議会の会長さんも取締役として、取締役会に出席をされております。その中でも、きちんと経営状況につきましては、報告をいたしております。併せまして、出荷協議会の皆さま方からも、そういった声があります。内容を教えてくれということで、知らせてくれということで、従いまして総会等で、そういった資料をですね、作りまして、いわゆる全体の数字につきましては、お示しをいたしておりますので、皆さま方が十分知っていらっしゃるものと思っておりま

す。その中で、多少のばらつきはございます。それを全て部門で、黒字を目指して 今、会社運営を進めているわけでございますので、是非ご協力をいただきたいと思 います。

○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。片山議員。

- ○8番(片山裕治君) 加工センターでは、商品の開発とか、仕入れ等をされると思うんですけれども、今までですね、実績といたしまして、賞味期限が来てからの廃棄はどのくらい出ているのか。その会社が適正に管理しているというようなところでも、こう・・・してありますので、そこを大体今まで、加工品の廃棄、また適正に廃棄は廃棄処分業者に委託されてしているのか、ちゃんとどこに持っていっているのか、そこまでちょっと教えていただきたいんですけれど。
- 〇議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- ○農業振興課長(尾村幸俊君) 加工センターで加工された品物ですけれども、期限が 過ぎた物も確かに出る場合がございます。最近は、以前に比べて極力、品物は減っ ている状態なんですけれども、適正な処理を専門の業者のほうで処理しているとい うことを聞いております。たまに、私も加工センターに出向きまして、これ期限が 近づいているねとかですね、過ぎているとかいった話をしております。そこら辺 で、適正な処理をしております。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 片山議員。
- ○8番(片山裕治君) あとで、資料をいただけますか。廃棄の、年度毎の。
- ○議長(永田義昭君) 農業振興課長。
- **〇農業振興課長(尾村幸俊君)** 資料のほうは、ちょっと持ち合わせておりませんので、一応、早めに取り寄せたいと思っております。
- ○議長(永田義昭君) いいですね。ほかにありませんか。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- ○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

〇議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第7号から、認定第12号までについて、質疑はありませんか。 江嵜議員。

○5番(江嵜 悟君) 課長の皆さんには、非常に申し訳なく思いますが、今回、議会のほうでは、この決算認定について、それぞれの課長さんのところに、各議員が出向いて聞きなさいという方向になりまして、一日全員協議会を行って、そこで最終的な質疑をしましょうという流れだったんですが、残念ながら廃案になってしまって、結果的に、課長さんたちと、いろいろ平成25年度の予算決算、この決算を平成26年度以降に生かせるための議論をすることができなかった。これは非常に、議会としても申し訳ないことかなと思っておりますが、私は、この決算認定について、議事録にどうしても残しておかなければいけないものを、皆さんに、関係課長にメモ書きで渡しておりますので、それについて、箇条でご質問いたしますので、簡潔にお答えいただきたいと思います。

一括審議になっております。3回しか質問できない。一括で3回ですので、この特会も含めて、全部一遍に今から質問をいたしますから、それぞれの課長さんで、要点をご説明いただきます。

まず、一般会計から。税金のことなんですが、歳入については、非常に毎年、聞かなければいけない項目があります。

まず、住民税に関して、町民税の法人が大幅に減っているというか、1割以上減になっていますけれども、その原因はどういうことなのかということです。これについては、意見書のほうにも、4ページ、6ページにありますが、自主財源が5%も減額になっている、その原因がもし分かりましたら。

それから、決算書13ページの不納欠損の内訳、その対策をどうされるのか。これは、毎年、決算時期に聞いていることです。

それから、13ページの収入未済額が4,858万4,000円ありますけれども、現在、最終額の現在は、昨年とどういうふうに変わっているか、どのくらいこの未済額が減っているか。また未済額が残る理由と、その対策をどうされるのか。監査の意見書にもあります。4ページに、未納額の徴収と課税客体の把握、均等性を取りなさいという指摘がされておりますので、その指摘をどういうふうに今後、されていくのか。

それから、13ページのたばこ税の件ですけれども、非常に伸び率が高い。20

%もたばこ税の伸び率が高い。値段が上がって一時、禁煙者も増えたけれども、また吸いだしたと書いてあります。成果のところにですね。ただ、たばこ販売先の大口、高速道路あるでしょうけども、その他にどういう所が大口でたばこ税を納めておられるのか。それ、分かりましたら、町内のですね、分かりましたら、そこの所を。

それから、69ページ。民生費が13億円伸びています。これはもう、国のほうでも、年間1兆円上がるんだというふうな話がされています、福祉費で。本町の場合に、9%伸びていますけれども、その主な要因。そこに、各ページ毎に大きな項目を載せておりますので、特にそこのところについて、ご説明いただければと思います。

それから、これ農地整備課になるんですか。農業振興課になるんですか。100 ページの農業基盤整備促進事業という言葉と、農業体質強化基盤整備促進事業とい う、2つに大きな事業が入っておりました。これの進捗状況と、事業費、それから 終了年度、いつ終わるのかを簡潔に。

99ページに、農地費の繰越額があります。 4 億 2 , 5 0 0 万円、これの説明をお願いします。

それから、102ページの地籍調査。地籍調査、進捗状況について、計画に対して、どういう進捗か、何年度に終了予定、前倒しするという話だったので、前倒しできているかどうか、ワンセット追加して入れるから、前倒しして早く終わらせたいという話だったんだけれども、それに対してどういうふうに進んでいるか。

それから、104ページの住宅リフォーム促進事業補助金。この効果、これ1回聞きました。非常にいいということを言われました。3年間で止めるのかどうかという話も聞きましたけれども、ここのところの効果をもう1回、非常に効果があるという答えをどうしても聞きたいので、ここの効果を聞かせてください。

それから、112ページのインターチェンジの事業総額とその財源内訳、先ほども出ました。本来、補助事業を単費に変える、当初の事業費から、事業費の説明のとき、インターチェンジどうしても要るんだというときに、単費は1億円で済みます、いうところから始まっています。事業総額が、どれだけ膨らんだのか。そして、単費がどれだけ膨らんだのか、そこのところをご説明をお願いします。

一番分かりにくいのは、起債額が合併特例債使って、大幅に起債額が増えている。これで、単費が少なくて済みますよと言ってますけれども、交付税部分を差し引いた残り、これも単費なんですよね。95の70だったですか、そこのところ。で、用地買収が終了した年月を教えてください。ちょっと先ほどの質問の中で、町長のほうからの答弁もありましたが、いつ用地買収が終了したか、ここの部分は成

果の11ページに書いてあります。

それから、132ページの教育費。耐震補強と大規模改造、いよいよ終わりということですけれども、総額として、決算及び本年度も含めて、最終的な額がどうなって、その財源はどのくらい本町の持ち出しがあったのか、補助金がどのくらいあったのかを教えてください。

それから、149ページの一般会計総額。67億8,600万円に大幅に伸びて きていますが、合併当初に比べての伸び率をお願いします。

それから、意見書の1ページと10ページに、総額、実質収支額、約9億3,000万円。この額は、町長、果たして妥当でしょうか。町民への還元とか、基金積立金、意見書の中にも、この実質収支比率が10%というのは、少し検討すべきだ、積立金に上げたらどうか、適正は3から5%ですよと書いてありますが、そこのところ、今後、どういうふうに実質収支比率を考えていかれるのか。昨年も6億4,000万円、その前か、平成24年度決算も6億4,000万円、今年は9億3,000万円になっているので、もう少し町民還元をすべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、合併振興基金ですが、これ10億円、当初積み立てていたと思います。現在、2億円が減っておりますが、今までの利用状況、平成25年度も含めてですね、お答え願います。

それから、国保特会ですけれども、ここのところは、国保特会はいいです。

介護保険特会ですが、認定者数726人が認定されています。で、受給者数が609人で、117名の方は現在、受給されておられない。多分、認定されているということは、ケアが必要だろうなと思いますが、一人暮らしや老老介護あたりで、この認定患者の方で、ケアを受けられない、受けていない、そこら辺が果たしてどういうふうな、今ケアがなされているのかを少し気になったので、教えてください。

この意見書で、21ページに意見書ありますけれども、認定率が17.9%、本町の場合がですね。これは、全国的に、または熊本県内で、この認定率というのは、高いのか低いのか。氷川町は認定が非常に厳しいという話を聞きますけれども、多分、認定率は非常に低いんじゃないかと思いますが、そこのところをお聞かせください。

下水道特会はいいです。

氷川町決算について、支出が総額、特会入れて、108億円ですよ、町長。合併 時から大分増えていると思いますけれども、その108億円をコントロールされ る、町長のお気持ちも、心労も大変だろうなと思います。しかし、執行率が一般会 計で83%、通常100%に近くならないといけないんじゃないかと思うんですけれども、その執行できなかったのが、非常に多いんじゃないかな。約2割、執行できなかったですよ。人件費は別ですから、そういう福祉等の経常経費は別なんで、意外と仕事をされてないんじゃないかというふうに、ここだけでは見えますが、どうでしょうか。

それから、歳入欠陥が15件もあったということです。これは、財調からの一時借入で急をしのいだのかなと思いますが、その意見書を見ると、3月補正で解消できますと、各課長さんが答えました、ということですので、結果的には3月で、一般財源を入れるのか何か分かりませんけども、歳入欠陥はなくなるというふうには思いますが、実際決算段階ではこうだったんだろうけれども、現状として、歳入欠陥はあったのか、なかったのかをお伺いします。

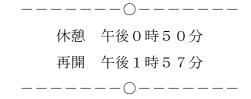
予算流用と充用が28件あっています。この予算流用と充用については、毎回、 監査委員さんから指摘を受けているところです。直らない、もう予算流用と充用は 当然というふうな感覚を課長さんたちが持っておられると、非常に残念だなと思い ますが、企画財政課長、解消対策、どういうふうに課長の皆さんを指示していくの か、そこら辺をお聞かせください。意見書の33ページに書いてあります。

収入未済額については、徴収計画を立てなさい、監査委員さん、指摘を入れています。徴収計画、これについて、徴収計画立てているかどうか、企画財政課長にお伺いします。

全部で以上です。

○議長(永田義昭君) ここで、10分間、休憩いたします。その間に、今の質問項目辺り、ちょっと考えておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

10分間、休憩いたします。



○議長(永田義昭君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 先ほど、質問ございました、順次お願いします。税務課長。

○税務課長(岩本博美君) はい、すみません。最初の質問であります、住民税の伸び率、その要因。法人税の14.7%減について、お尋ねがあっているみたいですが、法人町民税の調定額は平成22年度から、年々増加しております。景気が徐々に上向いているのではと思われますが、法人町民税については、件数は増加しているものの、税額は落ちてきております。ですので、景気が上向いているとは、一概

には言えないのかもしれません。町税全体につきましては、増加傾向にありますので、収入も増加しているのが現状ではあります。

法人町民税の14.7%減につきましては、法人税は所得割と均等割で課税をされます。一番の要因といたしましては、均等割が8号法人につきましては、175万円の税額がある法人が、7号法人に下がりまして、41万円の均等割になりましたことにより、134万円の減額となりました。ほかにも何カ所かそういう所がありまして、法人税において減額になった件につきましては、均等割が資産割と従業員数で変わってきますので、それで落ちたことによるものになります。

不納欠損の内訳についてですが、不納欠損の額については、決算書のとおりになりますので省略いたしますが、町民税の不納欠損の主な理由は、生活困窮のほうが15件、所在不明者が10件、その他6件。その他につきましては、財産が不明の方等になります。法人町民税の不納欠損につきましては、生活困窮が1件と、所在不明が1件。固定資産税の不納欠損は生活困窮が25件、所在不明が31件、その他8件となっております。軽自動車税の不納欠損につきましては、生活困窮が7件、所在不明が12件、その他6件となっております。この件数につきましては、人数ではありませんので、その税額によって件数がある方については、重複して計上されております。不納欠損で落ちてしまった税金は徴収できなくなりますので、そうならないためにも、滞納の要因を調査し、必要に応じて納税相談や滞納処分を行います。換価できる財産が発見されない場合や滞納処分をすることによって、最低限の生活を営むことができなくなることが判明した場合等は、執行停止の判断も行っております。

続きまして、収入済額 4, 858万4, 000 円の現在の額につきましては、 4, 356万7, 846 円となっておりまして、 502万6, 435 円、今現在、収入済となっております。昨年の同月と比べますと、収納率につきましては、町民税は 0.1%減、法人町民税が 8%減、固定資産税につきましては 0.8%ですけれども増額です。軽自動車税が 0.5%の減、国保税について 1.5% 増となっております。

滞納額が累積して多額になると、納税がより一層厳しくなりますので、早目の催告等を重点的に取り組んで、滞納額が累積するのを防止して、翌年に繰り越さないようにしなければなりません。基本的には、本庁窓口に滞納者を呼び出しまして、納税相談等の対策を取っております。体調が悪くて来庁できない等、身体的なことで来庁できない場合は別となりますが、忙しいからとか、来庁できないという理由では、税の不公平性や納期限内納付を遵守されておられる、ほかの納税者と不公平になるので、窓口に来ていただいての納税相談を今現在は行っております。滞納が

発生する原因は様々ございますが、その原因が専門分野に相談することで解決する ことができると判断した場合は、本庁内での他課との連携と、専門家及びほかの機 関に誘導する等の取り組みも、今現在行っております。

最後に、たばこ販売先の大口についてですが、平成26年7月分で一応、日本たばこ産業様のほうに情報提供をいただいておりまして、1、2、3位につきましては、これ全部セブンイレブンになります。セブンイレブンの氷川宮原店のほうが、うちの1番トップになっております。氷川鹿島店、八代氷川店ということで、セブンイレブン3店舗が上位を占めておりまして、あとはココストアさんですね、氷川店。もうほとんどこれ、コンビニ販売が上位にきております。

以上、よろしいでしょうか。以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(山下 剛君)** 民生費、13億円の伸び率は、その主な要因はという ことで、ご質問をいただいております。

平成25年度決算では、民生費が総額の12億9,100万円ほど、平成24年度は民生費が11億8,400万円ほどで9%の伸びを示しているわけですけれども、事業をご指摘いただいておりますので、それぞれ申し上げますが、まず、食の自立支援事業、委託料でございます。平成25年度は1,206万1,000円でございました。平成24年度は同じく1,101万9,050円、差が104万1,950円、9.5%のアップというふうになっております。

その主な要因ということでございますが、それぞれの年度末でのサービスを利用されている方の数字を申し上げますと、月で変動するものですから、それぞれの年度の3月末の数字を申し上げますと、平成25年度末、今年の3月末ですが、91名の方でございました。平成24年度決算の平成25年3月末でございますが、98名の方が、その月ですけれども、ご利用されておられます。

提供しました配食数で申し上げますと、平成25年度につきましては、3万4,460食でございます。平成24年度では、3万1,483食でございます。単純に3月ご利用されている方の数字でいきますと、7名減っているわけですけれども、配食の数、年間通してでいきますと、3,000食程度増えているというご利用の内容でございます。

次に、介護保険の補助金、繰出金につきましてですけれども、平成25年度決算では、1億8,563万3,000円でございます。平成24年度決算でございますと、1億7,366万9,000円でございます。差が1,196万4,000円、6.9%ほどの伸び率を示しております。主な要因ということでございますが、こちらにつきましては、給付費の12.5%については法定繰出金というふうに、法

律で決められておりますので、給付費の増が、この要因ではなかろうかというふう に思っております。

- ○議長(永田義昭君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(中島 正君) 続きまして、児童手当でございます。児童手当につきましては、平成24年度との比較になりますけれども、平成24年度につきましては名目が変わりまして、子ども手当という形で計上させていただいておりまして、1億8,400万円、それに平成25年度は手当関係の名目が変わりまして、児童手当という形で計上させていただいておりまして、1億8,200万円。その差、減っておりまして、これにつきましては、平成24年度におきまして、児童手当に平成25年変わるということで、システムの改修費の委託料が計上されております。よって、平成25年度は減っている状況でございます。

続きまして、保育所の運営費でございますけれども、これにつきましては、平成24年度につきましては4億円程度。平成25年度につきましては、3億9,500万円程度。これにつきまして、どう伸びたのかと、内容的にはですね、保育士等処遇改善臨時特別事業補助金という形で、計上させて新たに出ております。併せて、0歳児未満児の数字が極端に増えたということで、その増額が原因とされております。

以上でございます。

- ○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(山下 剛君)** 続きまして、竜北福祉センターの管理委託料でございますが、平成25年度の決算では、1,639万5,387円でございます。平成24年度につきましては、1,633万9,369円で、その差5万6,018円でございます。0.3%のアップになっております。

児童医療費についてご説明します。平成25年度の決算では、4,499万7,268円でございます。平成24年度は、3,187万5,988円で、その差1,312万1,280円でございまして、伸び率41%でアップでございます。こちらの主な要因としましては、平成25年度から現物給付、償還払いから現物給付に変更されたことによるものというふうに、主な原因として考えております。

次に、後期高齢者の負担金、繰出金でございます。平成25年度4,321万3,343円、平成24年度は4,289万5,610円で、その差31万7,733円で、7.4%のアップでございました。

以上でございます。

- ○議長(永田義昭君) 町民環境課長。
- **〇町民環境課長(中島 正君)** この項目の最後でございますが、生活環境事務組合の

負担金ということで、お尋ねでございますけれども、今持ってきておりますのは、 交付税相当額ではございません。一般額の負担額ということで、ご理解いただければと思います。平成23年度が1億5,300万円、平成24年度が166,780万円、平成25年度が166,300万円ということでございますが、その内容につきましては、例年の内容、クリーンセンターの要は耐火物補修とか、メンテという部分で大きな差が出ていることだと思います。ちなみに、平成25年度につきましては、162,0007円の補修が行われている状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(永田義昭君) 農地整備課長。
- 〇農地整備課長(前田昭雄君) それでは、農業基盤整備事業と農業体質強化基盤整備 促進事業の進捗状況と事業について、説明します。

農業基盤整備事業と農業体質強化整備事業、これにつきましては平成24年度から実施しております。平成25年度の繰越事業分と現年度分の事業費ですけど、決算で約4億8,300万円です。平成25年度は暗渠排水事業、それと客土、排水路整備を実施しております。事業につきましては、耕作者からの要望、地区等の要望について、事業を計画し実施しております。そのため今後、計画申込み、それと地区要望等に合わせますので、事業はそのまま、今後も継続していくと思います。事業年度の終了年度ということですけど、事業を申し込み、また予算が配分されまして事業を実施していきますので、終了年度というのはどういった形で、はっきりとはお答えできないところです。

続きまして、農地費の繰越額の説明ということで、4億2,500万円ありますけど、それについてご質問ですけど、これにつきましては、平成24年度の予算配分が遅れたため、繰り越したものです。内容は先ほど言いました、農業基盤整備促進事業と農業体質強化整備事業、それともう一つ、農業水利施設保全合理化事業ということで、主に暗渠整備等の補助、それに排水路、それと氷川の頭首工の付帯設備、そういったものを実施しております。

3番目の地籍調査ですけれど、これにつきましては、平成13年度から竜北地区を実施しております。平成26年度で、一筆調査といいますか、立会の面積は終わります。来年度、測量、それと再来年度、登記ということで、一筆調査の面積については今年度終わりますし、平成25年度までにつきましては一筆調査の面積で、94.8%の進捗率となっています。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西田美子君) 住宅リフォーム促進事業補助金の効果についてという

ことのご質問でございますので、お答えをしたいと思います。

まず、住宅リフォーム事業につきましては、町民の生活環境の向上とともに、地域経済対策として、町内産業の活性化を図ることを目的として、平成24年から取り組んでおります。平成25年にいたしましては、申請件数106件、ご覧のとおり、補助額といたしましては、1,721万2,000円ということになります。対象事業費といたしましては、1億3,408万7,000円ということでございます。

現在までの状況ですけれども、平成24年から現在までの合計270件、補助額といたしましては、4,264万2,000円が現在のところの確定額でございます。対象事業費といたしましても4億1,000万円ほどございまして、何回もご説明させていただいておりますけれども、目的に沿った効果が表れているものと思います。

以上でございます。

- 〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(森田寿也君) 続いて、インターチェンジの事業総額と、その財源内 訳は、それと用地買収が終了した年月はということでございますが、全体で申し上 げます。今度、1億9,000万円を補正した分を入れまして、改良事業といたし ましては、合計の13億3,541万3,000円です。

それの内訳といたしまして、交付金6億8,180万5,000円、それと起債4億9,350万円、それと宇城市の負担金2,544万9,000円、一般財源1億3,465万9,000円、それと起債の30%分が単独となりますので、それが1億4,805万円、それで一般財源合計でございますが、トータル完全な単独費ですが、2億8,270万9,000円でございます。これにつきましては、補正の1億9,000万円も入っております。

以上でございまして、用地買収が終了した年月というのは、平成26年9月でご ざいます。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(稲田和也君)** 竜北中学校体育館耐震補強・大規模改造事業費の内 訳、財源内訳はどうなのかという、ご質問でございます。

まず、委託費、監理費が525万、それと請負工事費になりますが、2億3,285万9,873円で、合計としまして、2億3,810万9,873円が事業費でございまして、財源内訳としまして、国の交付金であります学校施設環境改善交付金が7,013万5,000円、起債ですが、緊急防災減災事業債が1億1,100

万円、合併特例債事業債が4,260万円、一般財源として1,437万4,873円の財源内訳となっております。

以上です。

- 〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(森田寿也君) 一般会計総額67億8,600万円の合併当初に比べての伸び率ということでございますが、平成18年度の決算でございますが、51億5,400万円で、平成25年度が67億8,600万円で、31.7%の伸び率でございます。この伸びにつきましては、建設事業費及び医療費等の扶助費が増えためでございます。

続きまして、意見書1ページ、10ページ、総額実質収支額、約9,300万円。先ほどは9億と言われましたが、9,300万円は妥当な額と思うかということで、これにつきましては、前年度が6,440万円となっております。大きな差額はございませんので、適当と考えております。

それから、実質収支率10%、適正3から5%ということでございますが、これにつきましては、経費を節減いたしまして、繰越しの4億3,000万円という決算となっております。今後、財政を運営するに当たって、支出等を考慮いたしまして、財調積立金等を行っていきたいと考えております。

続きまして、合併振興基金の今まで利用状況は、ということでございます。10億円から2億円減ということですが、これにつきましては、ソフト事業財源といたしまして、合併振興基金を10億円積み立ていたしました。それの毎年、数千万円ずつ使ってまいっております。主な内訳といたしましては、地区活性化総合交付金、それとか各種団体への補助金、氷川まつり等のイベント費等に使っております。平成25年度までで、約2億円を使っているものでございます。

以上でございます。

- ○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(山下 剛君) 介護保険特別会計へのご質問です。

認定者数726人の内訳はということでございますが、支援1の方から、介護5までの数字を今から申し上げます。支援1の方、これ平成26年3月末の数字になります、118名。支援2が85名、介護1が168名、介護2が94名、介護3が65名、介護4が107名、介護5が89名、合計の726名の方になります。

認定者数726名と、受給者数、サービスを受けられている方ですが、609名おられます。その差117名の方へのケアはというようなご質問でございます。認定を受けられて、介護度に応じたサービスを受けていただくわけですけれども、認定は受けたものの、サービスの利用はされていないという方が117名おられると

いうことでございます。介護4、ましてや5、5の方は特にだと思うのですが、入院という形でですね、利用されないというケースはあろうかと思います。介護度の低い方、支援1、2とか、いった方々については、認定は受けたものの、まだサービスを受けなくて、ご自宅で頑張っていらっしゃるという、そういった方々だろうというふうに推察をいたします。

その方々へのケアということになりますと、役場のほうの、そして包括支援センターのほうからの見守りでの声掛けというような形で、ケアと直接的なサービスではございませんけれども、そういった見守り活動というふうな形になろうかと、いうふうに思います。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(森田寿也君)** 続きまして、支出108億円、合併時からの伸び率は ということでございます。これにつきましては、4%の伸び率でございます。

続きまして、歳入欠陥15件の対応はということでございますが、これにつきましては、毎年3月の補正で、補正をし忘れて15件の対応をしてないということでございまして、これにつきましては、十分指導していきたいというふうに、3月末で補正を行っていただくように、指示を指導をしていきたいと思っております。

予算流用と充用28件の解消対策はということでございますが、これにつきましては、特別会計が主でございまして、これにつきましても、医療費の変動によりまして、事務諸費等も変わってまいります。そのために、こういう流用というのがございますけれども、これも適正な執行をするように指導をしてまいりたいと思っております。

それから、収入未済額の徴収計画は立てているのかということでございますが、 計画はありません。計画的に徴収するようにしたいと考えておりますので、よろし くお願いしたいと思います。

- ○議長(永田義昭君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(山下 剛君)** 大変失礼いたしました。先ほど、介護保険特会で説明が不足しておりました。最後に意見書、21ページの認定率17.9%は高いのかというふうなご質問でございます。

17.9%という数字は、町の平成26年3月末の数字でございますが、比較対象としまして、県と国を調べてみましたら、本年6月末の数字が国と県にあったものですから、それで申し上げたいと思います。平成26年6月末現在での氷川町の認定率が18.4%、県の平均で20.4%、全国平均では17.9%でございます。

以上で終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 江嵜議員。
- ○5番(江嵜 悟君) ありがとうございました。よく勉強されていて、非常によく分かりました。

2、3点、お伺いします。まず、たばこ税の大口がセブンイレブンということですけれども、高速道路、これは旧宮原町時代は一番の大口だったんですが、高速道路のたばこ税が入ってこなくなったのかどうか。もし、そうだったら、ちょっと問題があるなというのが1点。

それから、児童医療費。現物給付に切り替えたから、1,000万円上がったんだというお話ですけれども、これは1,000万円請求をしなくなった、してなかったから、現物給付になったということは請求されない人がいた、今までにね、だから現物給付に切り替えましょうよというのが、ここの議決、町での議決を町長提案でやったわけですが、現物給付にしたから1,300万円増えたのかどうか、本当にそれが原因かどうか。医療費が高騰したことじゃないという説明なので、そこのところをちょっとお伺いしたい。

それから、生活環境事務組合の負担金の成果で32ページに、これは課長が書いた成果と思いますが、32ページに、ごみ処理施設の広域化に対する取組という欄にですね、「長期的な展望に立ち、早急に既施設の現状と方針とを合わせて総合的に解決していきたい」「長期的な展望に立ち、早急に解決していきたい」というというところが、最終処分場をどうするのかというところで、今後この生活環境への補助金がどう変わっていくのかというのが、今、皆目見当付かないので、ここのところを成果の32ページを聞きたかったために、ここのところを聞いたというふうに理解していただいていいと思いますので、そこのところを1点。

それから、先ほど、実質収支の話で、私が聞きたかったところとちょっと違った。監査委員さんの審査意見書の1ページで、一般会計、特別会計、総額のところで言えばよかったんですね。これ一般会計のところで言ったので、実質収支は6億8,377万4,179円になっています、というふうに書いてあって、先ほどの13表については、一般会計部分の9億の話だったので、ここのところはちょっと私のほうが、少し書き方を間違っていたから、ここはまあ、いいにしておきます。

じゃあ、よろしければ、その3点について、お願いします。

- 〇議長(永田義昭君) 税務課長。
- ○税務課長(岩本博美君) 情報提供をしていただいている分につきましては、サービスエリアは上下線とも入ってきております、はい。
- 〇議長(永田義昭君) 健康福祉課長。

〇健康福祉課長(山下 剛君) 児童医療費について、ご説明いたします。

先ほど、私が申し上げた現物給付の要因が大きいというふうに申し上げたわけですけれども、詳しく医療費の伸びというのも調べないと、もちろんはっきりした要因というのは言えなのかもしれませんが、国保のほうで言いますと、概ね4%を超える医療費の伸びというのを示しているものですから、それ以上に占める、この41%もアップしているという現状からして、中学3年生までの医療費助成ではありますが、41%も伸びたというのを考えますと、制度を変えたことで、支給方法を変えたことで伸びたというのが、一番大きい理由であろうというふうに考えまして、先ほど申し上げましたところでございます。

終わります。

- 〇議長(永田義昭君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(中島 正君) 32ページの下から4行目から3行の話だと思いますけれども、この内容につきましては、八代市の建設計画が遅れを見せているうんぬんという下りのところでございますけれども、実際に今、八代市さんと広域の話も含めて、クリーンセンターをどうするかという部分を今、検討中でございます。クリーンセンターをもし、当然、八代市さんとしましては、もうクリーンセンターは使わないよというのが前提に立って、話がまいりますのは当然でございますので、それを今度は単独でやれば、長期的な話も出てくるよねと。それをするために、要は維持管理補修をせざるを得ないと。そういう部分で幾らかかるのか、どこがどう要るのかということで、今からしていかなきゃいけないんじゃないかということで、先ほど負担金の中で、ちょっとお話させていただきましたけれども、要は毎年度、補修メンテナンスを1億ちょっとかけられまして、要は長期的な展望で、補修されているかというふうに、解釈しているところでございます。

以上でございます。

○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号から議案第53号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号から議案第53号までは議案付託表のとおり、それぞれ

の常任委員会に付託することに決定しました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これで散会いたします。

閉会 午後2時32分